郵政民営化に対する意見ついて

一般社団法人 第二地方銀行協会

令和2年12月25日付けで意見募集がありました標記の件について、これまでの郵政民営化に対する評価および今後の郵政民営化への期待等に関する当協会の意見は、以下の通りです。

1. 基本的考え方と現状

私どもは、予ねてより、改正郵政民営化法の基本理念(「同種の業務を営む 事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等)を踏まえ、国 民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行 について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用 者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、が重要 であると申し上げてきました。

しかしながら、先般、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に処分すること、および、まずは保有割合を50%程度とする旨の方針が示されましたが、それを実行に移す具体的な計画は未だ示されていません。このように、完全民営化に向けた具体的な道筋が示されていないどころか、全く進展していないにもかかわらず、預入限度額の引上げや新規業務が認められるなど、約束が果たされていない状況にあります。

2. 新規業務の認可申請について

今次の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、地域銀行は、資金繰り支援をはじめとした取引先支援に、全力で取り組んできています。また、コロナ禍の影響は長期間に及ぶことも懸念され、地域銀行の収益性や信用コストへの影響も避けられない状況にあります。こうした中において、ゆうちょ銀行が新規業務を拡大することは、これまでの地域銀行との協調関係を損なうのみならず、地域銀行の営業基盤や収益基盤を侵食することにもなりかねません。

特に、フラット 35 の直接取扱いについては、多様な住宅資金需要に応える 観点から、ラインナップの1つとして積極的に提案している地域銀行も少なく なく、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態での住宅ローン市 場への進出は、到底認められるものではありません。

また、信用保証業務を行う子会社の保有の前提となる「口座貸越による貸付業務等」の開始については、その準備状況及び業務開始後の利用者保護やリスク管理の在り方を踏まえ、これまで慎重な判断がされてきたものと承知しております。一方、日本郵政グループにおける預り資産業務における不適切な営業活動等も明らかになっており、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化等、「口座貸越による貸付業務等」の開始にあたっては、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が必要と考えます。

3. 地域金融機関との連携・協調

ゆうちょ銀行が、ATM提携、全銀システムを通じた相互入金、地域活性化ファンドへの共同出資等により民間金融機関との連携・協調を進めてきたことは評価しており、これまでと同様に、地方創生の観点から、更なる連携・協調を行っていただきたいと期待しております。ただし、こうした取組みは、公平な競争条件の確保が大前提であり、民間金融機関との新たな競合・対立を生じかねない措置は厳に慎むべきと考えております。

今次の新型コロナウイルス感染症拡大によって、地方経済の停滞長期化が懸念され、地域の民間金融機関に対しては、従来にも増して、地方創生に向けた取り組みが求められております。民間金融機関とゆうちょ銀行がそれぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取組みが加速されることを期待しております。

4. 今後の郵政民営化への期待

郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。

以上